

# 新型コロナウイルス感染症に係る市の主な支援策一覧

北見市

企画財政部企画政策課

(令和3年10月7日現在)

# 1 市民（個人）の皆さまへ向けた支援策

支 援 策		問い合わせ先								
住居確保給付金	離職や休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方に一定の条件を満たす場合、家賃相当額（原則3か月、最大9か月 ※令和2年度に新規申請を行った方に限り、最大12か月）を北見市から家主様に支給	北見市自立支援センター TEL:0157-57-3686								
◎新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	緊急小口資金等の特例貸付が利用できない世帯(※)で一定の要件を満たす世帯に対して支援金を支給 ※総合支援資金等の借入額が限度額に達している世帯や再貸付について不承認とされた世帯等（生活保護受給世帯は除く） <u>金額（世帯別月額）</u> 単身：6万円 2人：8万円 3人以上：10万円	申請方法：窓口または郵送 受付期間：令和3年7月5日(月)～11月30日(火)※必着 給付期間：7月以降の申請日から3ヶ月 保護課 TEL:0157-25-1135								
★国民健康保険・後期高齢者医療制度における傷病手当金	北見市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している被用者の方で、新型コロナウイルスに感染し又は感染の疑い（風邪の症状や発熱等がある場合）のため、給与等の支払いを受けることができなかった方に一定の条件を満たす場合支給 <u>支給額</u> ：（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×2／3×対象日数	国保医療課 TEL:0157-25-1130								
★子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	以下のひとり親世帯等へ生活支援特別給付金を支給対象 ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 ③児童扶養手当の支給を受けていないが新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した方 <u>金額</u> 対象児童1人あたり一律5万円	申請方法：窓口または郵送 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>申請</td> <td>不要</td> <td>必要</td> <td>必要</td> </tr> </table> 受付期間：令和3年4月30日(金)～令和4年2月28日(月)※必着 給付時期：児童扶養手当受給世帯は令和3年5月11日(火) 上記以外は審査終了後個別に通知 子ども支援課 TEL:0157-25-1137		①	②	③	申請	不要	必要	必要
	①	②	③							
申請	不要	必要	必要							
◎子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）	以下の子育て世帯へ生活支援特別給付金を支給（ひとり親分の支給を受けている方は除く。） <u>対象</u> ：①②の両方に当てはまる方 ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育する父母等 ※令和4年2月末生まれの児童まで ②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税（均等割）非課税相当の収入となった方 <u>金額</u> 対象児童1人あたり一律5万円	申請方法：窓口または郵送 受付期間：令和3年7月5日(月)～令和4年2月28日(月)※必着 給付時期：令和3年度住民税（均等割）非課税である令和3年4月分の児童手当（特別児童扶養手当）受給者の方は令和3年7月30日(金) 上記以外は審査終了後個別に通知 ※詳細は市ホームページでご確認ください。 子ども支援課 TEL:0157-25-1137								

「★」が記載された支援策は、4月27日に決定した分です。  
 「◎」が記載された支援策は、7月1日に決定した分です。  
 「◇」が記載された支援策は、9月16・24日に決定した分です。

		支 援 策	問い合わせ先	
給付関係	★飲食店等クーポン (キタポン2)	取扱店として登録している飲食店で、税込300円のお支払いごとに100円分を使えるクーポンを1世帯当たり2,000円分(100円×20枚)配布	利用期限：令和3年11月10日(水)まで クーポン取扱店は特設サイト ( <a href="https://kitapon.info">https://kitapon.info</a> )で公表	企画政策課 TEL:0157-25-1103
	★公共交通 事業継続支援 (タクシー割引券の配布)	タクシーの利用で、1回の乗車につき1枚使える割引券を65歳以上の高齢者を含む世帯に1世帯当たり1,000円分(500円×2枚)配布	利用期間：令和3年12月31日(金)まで 市内全タクシー事業者で利用可(福祉輸送事業限定を除く)	地域振興課 TEL:0157-25-1128
	★低所得の高齢者等への 商品券配布	新型コロナウイルス感染症により、日常生活に影響を受けている低所得の高齢者等に商品券を配布 1世帯当たり3,000円	配 布：郵送 使用方法：プレミアム付商品券と同じ 配布時期：令和3年8月中旬	障がい福祉課 TEL:0157-25-1136 介護福祉課 TEL:0157-25-1144
特例措置	市税	個人市民税	①新型コロナウイルス感染症等の影響により、文化芸術又はスポーツに係る一定のイベントを中止等した主催者に対して、観客等が入場料等の払戻請求権を一定期間内に放棄した場合には、当該放棄した金額(上限20万円)について税額控除が適用されます。 ②新型コロナウイルス感染症等の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合等についても、一定の要件を満たすときは、住宅ローン控除が受けられるよう適用要件を弾力化します。	市民税課 TEL:0157-25-1114
		軽自動車税	軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を令和3年12月31日まで延長します。	
	★国民健康保険料・ 後期高齢者医療制度 保険料	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年中の事業収入等が令和2年に比べ3割以上減少する方がいる世帯、又は感染症により重篤な傷病を負った方がいる世帯は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。 ・対象：令和3年4月1日～令和4年3月31日が納期限に設定されている保険料 ・減免額：全部又は一部免除(所得状況等により異なります。) ・申請受付期間：令和3年6月14日(月)～令和4年3月31日(木)	国保医療課 TEL:0157-25-1130	
	★介護保険料	新型コロナウイルス感染症の影響により、主に家計を支える方の令和3年中における事業収入等が令和2年に比べ3割以上減少した場合や、主に家計を支える方が感染症により重篤な傷病を負った時などに、減免を受けられる場合があります。 ・対象：令和3年4月1日～令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料 ・減免額：全部又は一部免除(所得状況等により異なります。) ・申請受付期間：令和3年6月14日(月)～令和4年3月31日(木)	介護福祉課 TEL:0157-25-1144	
その他	国民年金保険料	収入が大きく減った時、免除を受けられる場合があります。	戸籍住民課 TEL:0157-25-1606	
	公営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症に関連して雇用先から令和2年2月1日以降に解雇され、社員寮や社宅等を退去せざるを得ない方に公営住宅を提供(入居した日から原則1年以内) 受付期間：令和3年4月～当面の間 住宅使用料：月額4,300円 敷金：徴収しない	公営住宅管理課 TEL:0157-25-1626	

「★」が記載された支援策は、4月27日に決定した分です。  
「◎」が記載された支援策は、7月1日に決定した分です。  
「◇」が記載された支援策は、9月16・24日に決定した分です。

		支 援 策	問い合わせ先	
その他	宿泊需要喚起支援 (第2弾)	市内宿泊施設の対象プランを利用する際に、 1泊当たりの宿泊費の2分の1を宿泊施設に助成 ・上限額：5,000円	事業期間：令和3年12月31日(金)チェックアウト分まで 対象施設：市内35の宿泊施設 各施設対象宿泊プランの詳細は特設サイトをご確認ください。 ( <a href="https://kitahane.net/">https://kitahane.net/</a> )	事務局 TEL:0157-32-9900 観光振興課 TEL:0157-25-1244
	★女満別空港 新規路線活用 誘客・市民利用促進	ピーチ・アビエーションが運航する 成田ー女満別線(往復利用)の対象旅行商品を 市民が購入した場合5,000円助成	事業期間：令和4年1月31日(月)帰着分まで 利用方法：市内の旅行代理店が販売する 対象旅行商品を購入 詳細は市ホームページをご確認ください。 ( <a href="https://www.city.kitami.lg.jp/tourism/news/detail.php?news=289">https://www.city.kitami.lg.jp/tourism/news/detail.php?news=289</a> )	観光振興課 TEL:0157-25-1244
	★プレミアム付商品券	1冊12,000円の買い物ができる商品券を 1冊10,000円で販売 (プレミアム率20%、120,000冊発行)	購入限度：1人5冊まで ※申込多数のため、3冊以上お申込みされた方を 対象に販売冊数を調整しました。 販売方法：予約申込WEBフォーム・はがきでの 事前予約販売 申込期間：令和3年7月1日(木)～16日(金) 販売期間：(1次)令和3年8月16日(月)～9月30日(木) (2次)令和3年10月7日(金)～10月22日(金) ※1次販売で売れ残りが発生した場合、 2次販売を行います。 使用期間：令和3年8月23日(月)～12月31日(金) <u>店舗の登録</u> 対 象：市内に店舗を有する事業者 受付期間：令和3年5月7日(金)～6月18日(金) ※受付期間後も随時受付	商業労政課 TEL:0157-25-1148
	★住宅改修補助金	住宅リフォーム、建築物の解体をする方に工事費用の一部を補助します。 ※対象工事費が30万円以上のもので、対象の工事費用の20%(上限20万円) 1次募集：令和3年6月15日(火)～6月21日(月) 2次募集：令和3年7月28日(水)～7月30日(金)		建設指導課 TEL:0157-25-1154
	★転入者等へのPCR検査 費用助成	市内転入者や帰省者等を対象に、転入・帰省前後 7日以内に受けたPCR検査又は抗原検査費用の 一部を助成 ・上限額：1万円(1人につき1回まで)	申請方法：窓口または郵送 申請期限：転入日又は帰省した日の翌月末 対象期間：令和3年5月1日(土)～ 令和4年2月28日(月)	健康推進課 TEL:0157-23-8101
◇コロナ禍における 女性支援	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により不安等を抱える女性を対象とした相談支援を実施します。 (相談窓口の設置、SNS相談、生理用品の提供など。)※詳細は、決定次第、お知らせします。 ・実施期間(予定) 令和3年10月～令和4年2月		市民生活課 TEL:0157-25-1149	

「★」が記載された支援策は、4月27日に決定した分です。  
「◎」が記載された支援策は、7月1日に決定した分です。  
「◇」が記載された支援策は、9月16・24日に決定した分です。

## 2 事業者の皆さまへ向けた支援策

		支 援 策	問い合わせ先	
給付関係	公共交通事業 継続支援（バス乗車券）	路線バス事業者支援として高校生のバス利用を促進するため、市内高校生に1人当たり3,000円のバス乗車券（※）の引換券を交付 ※北海道北見バス：ICカード、網走バス：回数券	地域振興課 TEL:0157-25-1128	
	★クラスター対策緊急支援	感染症指定医療機関等において実施する新型コロナウイルス感染症のクラスター対策に要する経費の一部を助成 ・支援対象 感染症指定医療機関等	地域医療対策室 TEL: 0157-25-1157	
	◇事業者特別支援金	新型コロナウイルス感染症拡大により、経営に影響が生じ、国や北海道から支援金を受給している事業者を対象に、支援金を給付 ・事業継続支援金 法人20万円、個人事業者10万円 ・時短営業等協力支援金 法人10万円、個人事業者5万円	郵送申請 受付期間：令和3年10月13日（水）～ 令和4年2月16日（水） 支給日：受付日から3週間程度	商業労政課 TEL:0157-25-1148
特例措置	PCR検査支援事業	無症状感染者の早期発見による感染症蔓延防止を目的に、介護保険事業所及び障がい者福祉施設の従事者等のうち、受検希望者に対し新型コロナウイルス感染症PCR検査を実施します。 ・実施期間 令和3年3月中旬～概ね6か月程度 ・検査頻度 従事者につき毎月1回程度受検	介護福祉課 TEL:0157-25-1144 障がい福祉課 TEL:0157-25-1136	
	市税	法人市民税	新型コロナウイルス感染症等の影響により、期限までに申告が困難な方の為に法人市民税の申告・納付期限を延長します。	市民税課 TEL:0157-25-1114
		固定資産税・都市計画税	①新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業・小規模事業者は、事業者が保有する事業用家屋及び設備等の償却資産に対する令和3年度分を事業収入の減少幅に応じ、免除又は2分の1に減免される場合があります。 ②中小事業者等が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する一定の家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物について、固定資産税の課税標準の価格を3年間、ゼロとします。	資産税課 TEL:0157-25-1115
		軽自動車税	軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を令和3年12月31日まで延長します。	市民税課 TEL:0157-25-1114

- 「★」が記載された支援策は、4月27日に決定した分です。  
「◎」が記載された支援策は、7月1日に決定した分です。  
「◇」が記載された支援策は、9月16・24日に決定した分です。

### 3 その他の支援策

支 援 策		問い合わせ先
★大学生生活支援	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生に対し、修学環境を維持する取組を実施する 北見工業大学及び日本赤十字北海道看護大学へ支援します。	企画政策課 TEL:0157-25-1103
★私立学校等 感染症対策支援	北見藤高等学校、北見商科高等専修学校、北見情報ビジネス専門学校、オホーツク社会福祉専門学校、 北見美容専門学校及び北見医師会看護専門学校が実施する新型コロナウイルス感染症対策を 徹底しながら学習保障を行うための体制整備を支援します。	学校教育部総務課 TEL:0157-33-1742
★観光誘客回復事業	オンライン・トラベル・エージェントを通じて 市内宿泊施設を利用した際に、宿泊費等を助成 ・助成額：2,000円～5,000円	観光振興課 TEL:0157-25-1244

「★」が記載された支援策は、4月27日に決定した分です。  
「◎」が記載された支援策は、7月1日に決定した分です。  
「◇」が記載された支援策は、9月16・24日に決定した分です。